

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）（抄）（第一条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（四類感染症） 第一条の二 法第六条第五項第十一号の政令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。 一 〇七（略） 八 サル痘 九 ジカウイルス感染症 十 重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。） 十一 〇三十四（略）</p>	<p>（四類感染症） 第一条の二 法第六条第五項第十一号の政令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。 一 〇七（略） 八 サル痘 九（新設） 十 重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。） 十一 〇三十三（略）</p>

○ 検疫法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
検疫法施行規則（昭和二十六年厚生労働省令第五十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（仮検疫済証の様式等） 第六条 法第十八条第一項の規定により交付する仮検疫済証は、別記様式第四による。</p> <p>2 法第十八条第一項の規定により前項の仮検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間を超えてはならない。</p> <p>一 法第二条第一号又は第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものがあるときは、当該感染症について法第十六条第三項に定める時間</p> <p>二 ジカウイルス感染症の病原体に感染したおそれのある者があるときは、二百八十八時間</p> <p>三 チクングニア熱の病原体に感染したおそれのある者があるときは、二百八十八時間</p> <p>四 八（略）</p>	<p>（仮検疫済証の様式等） 第六条 法第十八条第一項の規定により交付する仮検疫済証は、別記様式第四による。</p> <p>2 法第十八条第一項の規定により前項の仮検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間を超えてはならない。</p> <p>一 法第二条第一号又は第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものがあるときは、当該感染症について法第十六条第三項に定める時間</p> <p>（新設）</p> <p>二 チクングニア熱の病原体に感染したおそれのある者があるときは、二百八十八時間</p> <p>三 七（略）</p>